

## (仮称) 滋賀県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の 実施に関する基本的な計画(骨子案)について

### 1 趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化、複合化している中、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月に「**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**」(以下、「法」という。)が成立。国が示す基本方針に基づき、各都道府県の義務として「基本計画」の策定が明記された。

本計画は、法や基本方針の趣旨を踏まえ、民間団体を含む関係機関・団体等との連携強化や各種支援の充実など、困難な問題を抱える女性の福祉の増進や自立に向けた施策を総合的・計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目的として策定するものである。

### 2 計画の位置づけ

法第8条第1項に基づき策定する都道府県計画

### 3 計画期間

令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)の5年間

### 4 検討体制

組織名：滋賀県困難女性支援基本計画策定検討委員会(令和5年5月設置)

構成員等：民間団体(犯罪被害者支援、シェルター事業、外国人支援等の関係団体)の実務者、県および市町の女性相談・支援等実施機関の担当者  
学識経験者 計9名

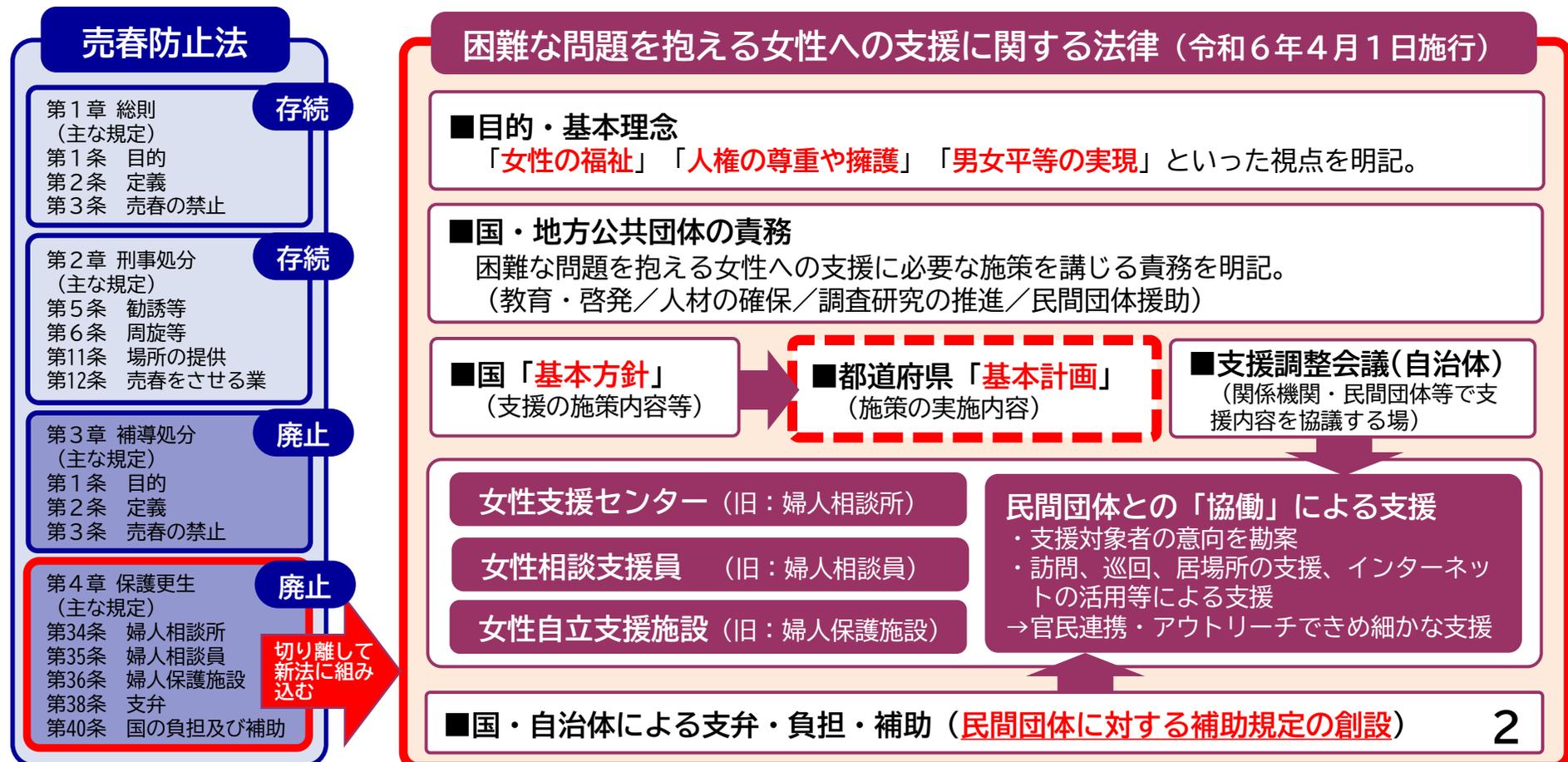
### 5 スケジュール

|                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 令和5年(2023年)6月26日 | 第1回 基本計画策定検討委員会    |
| 令和5年(2023年)8月8日  | 市町困難女性支援担当者会議      |
| 令和5年(2023年)9月29日 | 第2回 基本計画策定検討委員会    |
| 令和5年(2023年)10月6日 | 厚生・産業常任委員会(骨子案)    |
| 令和5年(2023年)12月   | 第3回 基本計画策定検討委員会    |
|                  | 厚生・産業常任委員会(素案)     |
|                  | 県民政策コメント実施・市町意見照会  |
| 令和6年(2024年)1月    | 第4回 基本計画策定検討委員会    |
| 令和6年(2024年)3月    | 厚生・産業常任委員会 報告(最終案) |
|                  | 策定・公表              |

# (仮称) 滋賀県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画 (骨子案) について

## 1. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (新法) のポイント

- **女性をめぐる課題**は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など**複雑化・多様化・複合化**しており、コロナ禍によりこれらの課題が顕在化。「孤独・孤立対策」といった視点も含め、これらの課題に対応するためには、従来の**売春防止法**における**婦人保護事業** (保護更生を目的とする支援) では**限界**。
- 先駆的な支援を実施している「**民間団体との協働**」といった視点も取り入れた**新たな支援の枠組みを構築**。



## 2. (仮称) 滋賀県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画 (骨子案)

### I 計画策定に関する基本的な考え方

**1 計画策定の背景**  
女性をめぐる課題が**複雑化、多様化、複合化**している中、新たな「**困難女性支援法**」が成立し、女性が安心かつ自立して暮らせるよう、**民間団体等と連携**しながら、心身の状況に応じた適切な支援を包括的に提供することが必要。

**2 策定の趣旨**  
困難な問題を抱える女性の福祉の増進および自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指す。

**3 計画の位置づけ**  
困難女性支援法第8条第1項に基づく**都道府県基本計画**

**4 計画の期間**  
令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)の**5年間**

### II 困難な問題を抱える女性を取り巻く現状と課題

| 本県における現状             | H29(2017)   | R3(2021) | 課題  |
|----------------------|---|----------|---|
| 婦人相談所における相談件数(人)…A   | 128   | 111      | ○暴力被害など安心・安全を脅かす相談の増加から <b>関係機関との緊密な連携が必要</b><br>○高齢者や障害者、外国人など <b>多様なニーズ</b> に対応できる体制が必要<br>○本来必要な一時保護等の <b>支援に対する抵抗感</b> (通信・通勤の制限、同伴児への影響の懸念)の <b>軽減が必要</b><br>○ <b>民間団体との連携</b> を進めるため <b>財政基盤や人的体制の強化が必要</b><br>○コロナ禍で受ける <b>経済的・精神的影響</b> が男性より大きい実状から <b>自立に向けた更なる支援の充実が必要</b> |
| Aのうち暴力被害を主訴とする割合(%)  | 53.1  | 67.5     |   |
| Aのうち20歳以下の割合(%)      | 0.0   | 3.6      |   |
| Aのうち外国人の割合(%)        | 3.1   | 0.9      |   |
| 婦人相談所一時保護所の入所者数(人)…B | 89  | 67       |   |
| Bのうち民間団体に委託している割合(%) | 30.3  | 29.8     |   |
| Bにかかる同伴児童の数(人)       | 82  | 73       |   |
| 自殺者のうち女性の占める割合(%)    | 27.2  | 33.8     |   |
| <b>コロナ禍での状況</b>      | ・特例貸付の利用者に占める女性の割合 → <b>29.2%</b> (※リーマンショック時は14.4%)<br>・ストレス不安があると答えた女性の割合 → <b>79.4%</b> ※男性73.9% |          |   |

### III 基本理念と基本目標

**基本理念**

～すべての女性が幸せを実感できる滋賀～  
女性が孤独・孤立を感じることなく、適切な支援のもと、安全・安心に生活できる社会

**基本目標**

- 早期からの**切れ目のない支援体制の強化**
- 多様化する支援対象者のニーズに応じた**きめ細かな支援の提供**
- 自立を見据えた**関係機関との連携強化**

### IV 支援内容とその体制

|       | 支援内容            | 体制整備に向けた取組   |
|-------|-----------------|--|
| 支援の流れ | ① 早期把握          | 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の連携<br><br>民間団体との協働<br><br>関係機関との連携体制の強化<br><br>支援調整会議の設置運営<br><br>教育・啓発の充実<br><br>人材育成・研修の充実<br><br>調査研究等の推進 |
|       | ② 居場所づくり        |  |
|       | ③ 相談支援          |  |
|       | ④ 一時保護          |  |
|       | ⑤ 被害回復支援・権利回復支援 |  |
|       | ⑥ 生活支援          |  |
|       | ⑦ 同伴児童等への支援     |  |
|       | ⑧ 自立支援・アフターケア   |  |

### 3. 基本計画の位置づけ・他の計画との関係

- この計画は、困難な問題を抱える女性の支援に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目的としているため、関連の深い他の計画・取組との緊密な連携により、取組状況や成果を把握する。

(参考) 他の計画との関連イメージ

